

漁業信用保証保険制度における事故率低減に向けた 関係機関における役割分担のあり方について

(1) 国は、信用基金が、漁業信用保証保険業務を通じて、漁業経営に必要な資金の調達に必要な役割を今後とも果たし続けることができるよう、中期目標を定めている。

第4期目標期間においては、「保険事故率の低減に向けた取組」として、国からの指示に基づき現在実施している部分保証やペナルティー方式等の導入効果を、信用基金が毎年度検証するとともに必要に応じて方策を拡充することを定めている。

(2) これを受け、信用基金において令和2年度に検証を行ったところ、部分保証やペナルティー方式の導入は、一定の効果があるものの、協会が個別に取組を拡大していくには限界があるとの問題意識を持った。

(3) 近年の保険金支払は低水準にあるが、漁業を巡る情勢は、継続的な不漁やコロナ禍の長期化などの影響を受け、不安定な状況にあることを勘案すると、今後、事故の増加も懸念される。

信用基金としては、制度を安定的・継続的に維持していくためには、保険事故率低減のため、融資機関、協会及び信用基金が適切なリスク分担を図る対応を速やかに強化する必要があるものと考え、その対応案を下記のとおり整理した。

① 設備資金と比べ事故率が高く、無担保で融資されているケースが多い運転資金の保証引受に当たっては、正常な運転資金の範囲の考え方を基準として示し、その範囲内で保証を引き受けるべき。

② 関係者が一体となって、

ア 漁業者等の収支や償還状況が当初の計画と乖離が生じていないか進捗管理を行う、

イ 乖離が生じ始めた場合にはその状況の改善への取組を行う

などの適正な期中管理に取り組むべきである。

その際、協会と信用基金の役割分担として、

ア 協会として、融資機関がどのような期中管理を行うこと
としているか引受時に把握し、融資機関の期中管理が適切
に行われていない場合は意見をするなどして、是正をさせ
る

イ 信用基金としては、金融機関及び協会において適正な期
中管理がなされることを保険引受の前提とし、管理が不十
分な場合には申し送りを活用し、期中管理を徹底させるこ
とを条件とする

こととする。

(4) 以上の整理案について、協会と丁寧に議論を重ね、理解を得た
ので、令和4年4月から、これら取組を実施することとしている。

以上